

IASB、公開草案「『重要性がある』の定義（IAS第1号及びIAS第8号の修正案）」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、2017年9月14日、公開草案（ED/2017/6）「『重要性がある』の定義（IAS第1号及びIAS第8号の修正案）」（以下「本公開草案」という）を公表した。本公開草案では、「重要性がある」の定義を明確化し、既存の要求事項への理解を改善することを目的として、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に軽微な修正を加えることを提案している。本公開草案に対するコメント期限は2018年1月15日である。



【要約】

「重要性がある」の定義を以下の通りに変更することを提案している。

- 「情報は、その脱漏、誤表示または覆い隠すことにより、特定の報告企業に関する一般目的財務諸表に基づいて主要な利用者が行う意思決定に合理的に影響を与えると想定される場合には、重要性がある。」

主な変更ポイントは以下の通りである。

- 重要な情報を「覆い隠すこと (obscuring)」は、重要な情報を脱漏することと同様の影響があるものとし、「覆い隠すこと (obscuring)」を定義に追加
- 既存の「利用者」という文言を「主要な利用者」に変更し、重要性の判断にあたり考慮すべき財務諸表利用者の範囲を明確化
- 既存の「意思決定に影響を与える場合」という文言を「意思決定に合理的に影響を与えると想定される場合」に変更し、重要性の判断にあたり考慮すべき影響の範囲を明確化

本修正提案は、既存のガイダンスに基づくものであり、重要性の判断の方法や企業の財務報告に重要な影響を与えることを意図していない。

【提案の背景】

IASBは、開示に関するディスカッション・フォーラム（2013年）、IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂に関する公開草案（2014年）に対するフィードバック、その他の関連する調査等を通じて、財務諸表の作成にあたって重要性の概念を適用する際に、実務上、困難が伴うことを認識した。これを受けて、IASBは重要性プロジェクトへの取組みを決定し、アウトリーチ活動を開始した。IASBは、実務上の困難に対処するためには、既存の「重要性がある」の定義を実質的に変更するのではなく、重要性の判断に関するガイダンスを提供することが最も有益であると考え、2015年に財務諸表への重要性の適用に関するガイダンスの公開草案を公表した。

しかしながら、フィードバックの中で、既存の「重要性がある」の定義は、企業が重要ではない情報を財務報告に開示することを助長する可能性があること、また、概念フレームワーク（2010及び公開草案）における定義の文言とIAS第1号及びIAS第8号で使用されている文言が異なっており、複数の定義が存在することは混乱をきたす可能性があるとの問題点を認識した。

そこで、IASBは、概念フレームワークにおける文言との整合性を図ること等を趣旨として、IAS第1号及びIAS第8号における「重要性がある」の定義の改善を提案している。なお、当該改善は、既存の定義に対する理解を向上させるものであり、IFRSの根底にある概念を変更するものではないとしている。

【公開草案の内容】

1. 「重要性がある」の定義の改善

既存の定義 (IAS第1号7項)	情報は、その脱漏又は誤表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある。 利用者が財務諸表を基礎として行う経済的意思決定に、単独または総体として影響を与える場合には重要性がある。
本修正案の定義 (IAS第1号7項)	情報は、その脱漏、誤表示または覆い隠すことにより、特定の報告企業に関する一般目的財務諸表に基づいて<u>主要な利用者が行う意思決定に合理的に影響を与えると想定される場合には</u>、重要性がある。

主要な変更点は以下の通りである。

■ 情報を「覆い隠すこと (obscuring)」

既存の定義においては、情報の「脱漏」及び「誤表示」にのみ焦点をあてていた。しかしながら、重要な情報を「覆い隠すこと (obscuring)」は、重要な情報を脱漏することと同様の影響があることに着目し、修正案では、「覆い隠すこと (obscuring)」という表現を定義に追加している。なお、当該表現は、現行IAS第1号において用いられているものであり（「企業は、重要性のある情報を重要性のない情報で覆い隠したり (obscuring information)、性質または機能が異なる重要性のある項目を集約したりすることによって財務諸表の理解可能性を低下させてはならない。(IAS第1号30A項)」）、当該修正案は、既存の要求事項の表現を定義として組み込んだものである。

■ 「合理的に影響を与えることが想定される (could reasonably be expected to influence)」

既存の定義においては、利用者が意思決定に「影響する可能性がある (‘could influence’)」かどうかで重要性を判断するものとしている。しかしながら、当該表現によると、あまりにも多くの情報開示が求められると理解される可能性があるため、本修正案では、当該表現を「合理的に影響を与えることが想定される (could reasonably be expected to influence)」に変更する提案をしている。

■ 主要な利用者 (primary users)

既存の定義においては、単に「利用者 (user)」としているが、当該表現によると、開示すべき情報を決定する際に、財務諸表を利用可能なすべての利用者を考慮する必要があると理解される可能性がある。本修正案では、当該表現を概念フレーム

ワーク（公開草案）と整合させ、「主要な利用者（primary users）」に変更する提案をしている

■ 定義の再構成

既存の定義における後段（「利用者が財務諸表を基礎として行う経済的意思決定に、単独または総体として影響を与える場合には重要性がある。」）は、定義に対する説明であることを明確にすることを意図として、定義の中からは除外し、定義に対する説明の箇所に、一部文言を修正し、記載することを提案している。

2. 「重要性がある」の定義に付随する説明の明確化

本公開草案では、「重要性がある」の定義に付随するIAS第1号第7項及びIAS第8号第6項の説明を明確化する提案をしている。これらは、現行の概念フレームワーク（2010）及びIAS第1号におけるガイダンスに基づくものであり、新たなガイダンスを構成するものではない。

明確化した主な点は、以下の通りである。

■ 「主要な利用者」の特性の追加

情報が、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に想定できるかどうかを評価するに当たっては、「主要な利用者」の特性を考慮する必要があるとしており、本公開草案では、「主要な利用者」の特性に関する説明が追加されている。

- － 現在及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報を企業に直接要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告に依拠しなければならないことを踏まえ、彼らが一般目的財務報告書の対象とする主要な利用者であると識別している。
- － 財務報告書は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者の為に作成される。時には十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要がある場合もある。

■ 情報を「覆い隠す（obscuring）」の用語の説明を追加

重要な情報は、明確に伝達されないと、覆い隠される可能性がある。例えば、重要性のない情報によって、重要な情報が覆い隠される場合が挙げられるとしている。

■ 誤表示への定義の適用方法の明確化

情報の誤表示は、主要な利用者による意思決定に影響を与えると合理的に想定される場合、重要であるとしている。

3. 移行措置及び適用日

修正提案された事項は、本基準適用日以降に開始する事業年度における重要性の判断から将来に向かって適用するものとする。早期適用は認められる（IAS1.136R, IAS8.54G）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
会計プラクティス部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.